

経営継続補助金に係る確定申告について（農業者（個人）向け）

1 経営継続補助金の交付を受け農業用の固定資産を取得した場合、税制の特例があると聞きましたがどのようなものですか。

（答）

農業用の固定資産の取得等に充てるために経営継続補助金の交付を受け、その経営継続補助金をもってその交付の目的に適合した農業用の固定資産の取得等をした場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、経営継続補助金のうち、その農業用の固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされています（別添1参照）。

この場合において、その年において確定通知を受けているときには、この取扱いの適用を受けた農業用の固定資産の減価償却費の計算等に当たっては、その取得費の額は、実際にその農業用の固定資産の取得等のために要した金額から総収入金額に算入されなかった経営継続補助金の額を控除した残額となります。

※ その年の翌年に確定通知を受けた場合のその通知を受けた年の減価償却費の計算については、その国庫補助金等相当額を控除した取得価額を基礎として行うこととなります。

2 経営継続補助金の交付を受け税制の特例（総収入金額不算入）を受けたい場合、どのような手続きが必要ですか。

（答）

上記1の税制特例を適用する場合、確定申告の際に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書（以下「明細書」といいます。）」の添付が必要です。

3 明細書は税務署まで出向かないと入手できませんか。

（答）

明細書は、国税庁のホームページからダウンロードすることが可能です。具体的には次のアドレスとなります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/pdf/6-029.pdf>

4 明細書については、どのように記載しますか。

（答）

明細書の記入例は別添2のとおりですが、経営継続補助金交付決定通知書や経営継続補助金交付額確定通知を受けた日や固定資産の取得の日によって、明細書の記載方法が異なりますのでご留意下さい。

なお、交付決定通知書や確定通知が年をまたぐ場合（下表ケース②～④の場合）には、減価償却費の計算方法等が通常の場合と異なりますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 記入例は、固定資産取得価額110万円、固定資産取得に対する補助額82.5万円、経営継続補助金の総額が99万円の場合としています。

ケース	交付決定通知書 (様式 9) (※ 1)	固定資産取得	交付額確定通知 (様式 10) (※ 2)
①	令和 2 (2020) 年	令和 2 (2020) 年	令和 2 (2020) 年
②	令和 2 (2020) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
③	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 3 (2021) 年
④	令和 3 (2021) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
⑤	令和 3 (2021) 年	令和 3 (2021) 年	令和 3 (2021) 年

※ 1 経営継続補助金交付規則（令和 2 年 10 月 19 日一般社団法人全国農業会議所）様式 9

※ 2 経営継続補助金交付規則様式 10

国庫補助金等の総収入金額不算入・固定資産の圧縮額の損金算入の特例 《所得税・法人税》



1. 適用の対象者
農業者

2. 特例の内容

農業者が国、地方公共団体、(独)農畜産業振興機構、日本たばこ産業株式会社等から固定資産の取得又は改良に充てるために国庫補助金等の交付を受け、その国庫補助金等で交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、個人の場合は総収入金額不算入、法人の場合は国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内で固定資産の圧縮記帳が認められています。

3. 特例の効果【具体例】

(1)個人(所得税)の場合

農業者Aが500万円の補助金を受領し交付目的となった固定資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は収入として計上しないことができます。

この場合、固定資産の帳簿価額(取得価額)は700万円として記帳し、この700万円から通常の減価償却を行うこととなります。

固定資産の取得費 1,200万円	
↑ 充当	
国庫補助金 500万円	
↓	
収入に計上しない (総収入金額不算入)	固定資産の取得価額 700万円



固定資産(ハード)を取得する経費とその他の(ソフト)経費が合算されて補助される場合の留意事項

この場合、総収入金額不算入の特例が適用となるのは、固定資産(ハード)の取得分についての国庫補助金となります。その他の(ソフト)経費は収入(雑収入)に計上することとなります。

固定資産の取得費 500万円	
↑ 充当 ↓	
国庫補助金 700万円 (ハード500万円ソフト200万円)	
↓ ↓	
ハード500万円 収入に計上しない	ソフト200万円 収入に計上



(2) 法人(法人税)の場合

農業法人Bが500万円の補助金を受領し交付目的となった固定資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は益金の額に算入しますが、1,200万円で取得した固定資産について、500万円を限度に帳簿価額を減額し、損金の額に算入することができます。

この場合、固定資産の取得価額は700万円となりますので、この700万円から通常の減価償却を行うこととなります。

(補助金を受けたとき)

現金500万円	国庫補助金収入 500万円
---------	------------------

益金

(資産を取得したとき)

固定資産 1,200万円	現金1,200万円
-----------------	-----------

(圧縮記帳したとき)

固定資産圧縮損 500万円	固定資産 500万円
------------------	---------------

損金

担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制担当
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5140
(直通)03-3502-6441

ケース①

(別添2)

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 2 年分)
(令和)

氏名 農林太郎

国庫補助金等の名称	経営継続補助金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ((一社)全国農業会議所(農林水産省))	
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため	
交付を受けた年月日	2年 〇月 ×日	
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべき ものとして交付を受けた資産の価額	825,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類 細目	農業用設備
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日	2年 △月 〇日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日	年 月 日	
取得に要する金額の見込額	円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

ケース②

(別添2)

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 2 年分)
(令和)

氏名 農林太郎

国庫補助金等の名称	経営継続補助金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ((一社)全国農業会議所(農林水産省))	
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため	
交付を受けた年月日	2年 〇月 ×日	
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべき ものとして交付を受けた資産の価額	825,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類 農業用設備 細目	
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日	年 月 日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出	
国庫補助金等をもって取得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日	2年 △月 ×日	
取得に要する金額の見込額	1,100,000 円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

ケース③

(別添2)

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 2 年分)
(令和)

氏名 農林太郎

国庫補助金等の名称	経営継続補助金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ((一社)全国農業会議所(農林水産省))	
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため	
交付を受けた年月日	2年 〇月 ×日	
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべき ものとして交付を受けた資産の価額	825,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類 農業用設備 細目	
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日	年 月 日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出	
国庫補助金等をもって取得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日	3年 ×月 △日	
取得に要する金額の見込額	1,100,000 円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 3 年分)
(令和)

氏名 農林太郎

国庫補助金等の名称	経営継続補助金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ((一社)全国農業会議所(農林水産省))	
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため	
交付を受けた年月日	3年 ◎月 ×日	
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべき ものとして交付を受けた資産の価額	825,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類 細目	農業用設備
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日	3年 ×月 ○日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日	年 月 日	
取得に要する金額の見込額	円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

ケース⑤

(別添2)

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 3 年分)
(令和)

氏名 農林太郎

国庫補助金等の名称	経営継続補助金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ((一社)全国農業会議所(農林水産省))	
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため	
交付を受けた年月日	3年 ◎月 ×日	
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべき ものとして交付を受けた資産の価額	825,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類 細目	農業用設備
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日	3年 ×月 ○日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日	年 月 日	
取得に要する金額の見込額	円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		